

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等が運行する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の防止に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(全部局)

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、市民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うため航空機、車両、画像情報収集の体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や市民等からの情報の収集体制を整備する。

(2) 実施計画

県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

- 2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息を絶つ等、遭難が想定される場合は、上空からの捜索が有効であり、機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

(2) 実施計画

県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

第2節 災害応急体制の整備

(全部局)

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は、救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係機関への的確な情報伝達活動に努める。

第3 計画の内容

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

市、県及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備する。

(2) 実施計画

職員による迅速な活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速に対応できる体制とするとともに、必要に応じて隨時見直しを行う。

- 2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

市、県、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

- 3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう体制を整備する。

(2) 実施計画

空港内外の事故の発生に際しては、県及び関係機関と提携し、必要な情報の収集に努める。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめる。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

市、県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は、速やかに関係機関へ情報を伝達する。

第2 主な活動

市及び県は情報を収集し、応急対策の活動状況等を相互に連絡し合うとともに、国土交通省又は非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県や国土交通省等からの災害発生情報を得て、情報収集体制を早期に確立する。

(2) 実施計画

ア 災害発生後、県等関係機関と連携し必要な体制を整備し、情報収集に努める。

イ 所管施設等の被害状況の把握に努める。

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

航空機等により情報を収集した場合や、市民から災害発生直後の1次情報を得た場合は、直ちに関係機関へ報告する。

(2) 実施計画

人的被害の状況を収集するとともに、災害規模について概略的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

市及び県は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について、隨時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

応急対策の実施状況、対策本部の設置状況、及び応援の必要性等を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

(全部局)

第1 基本方針

市、県、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制を確立するため、必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模により、必要に応じて広域応援を要請する。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員を早期に参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要がある場合には、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

災害の規模等により、市のみでは充分な応急活動が困難な場合には、震災対策編第2章第3節「広域相互応援活動」に定めるところにより、応援を要請するとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 捜索、救助・救急及び消火活動

(全部局)

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携し、搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等の多様な手段を活用して搜索活動を実施する。
- 2 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 3 緊急通行車両の通行を確保するため、必要な交通規制を実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等の多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は、速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

県から災害発生の情報を得た場合は、消防機関においては速やかに消防団と連携して搜索活動に着手するとともに、活動により得た情報を県に連絡する。

- 2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況を把握するとともに、救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携をとりつつ、消火、救助活動を実施する。

- 3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、(一社) 大北医師会や日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携をとりつつ、震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

第4節 関係者等への情報伝達活動

(全部局)

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるよう、必要な人員を配置する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達を実施する。
- 2 市民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等の要望を十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報を正確かつきめ細かに提供する。

(2) 実施計画

県・関係機関等と連携を密にし、市民や被災家族等への情報の迅速な伝達等、対応に万全を期す。

- 2 市民への情報伝達活動

(1) 基本方針

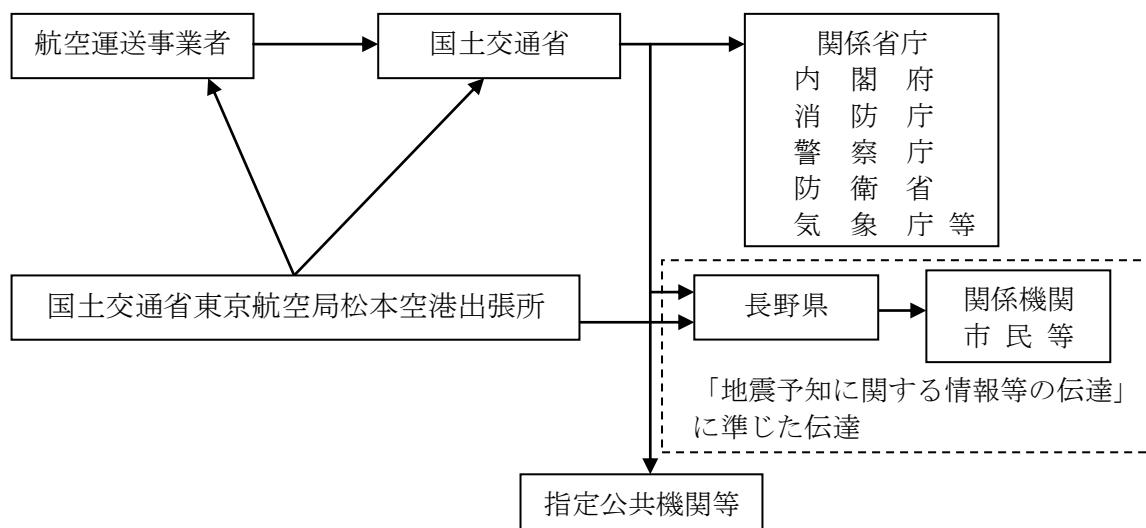
市民はもとより、交通機関を利用する者に対し、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

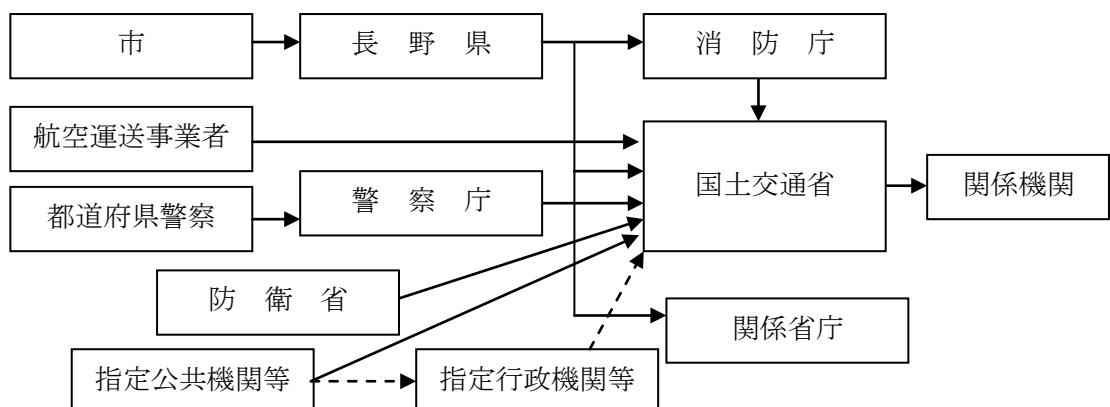
県・関係機関等と連携を密にし、市民に対し情報の迅速な伝達等、対応に万全を期す。

- 3 航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

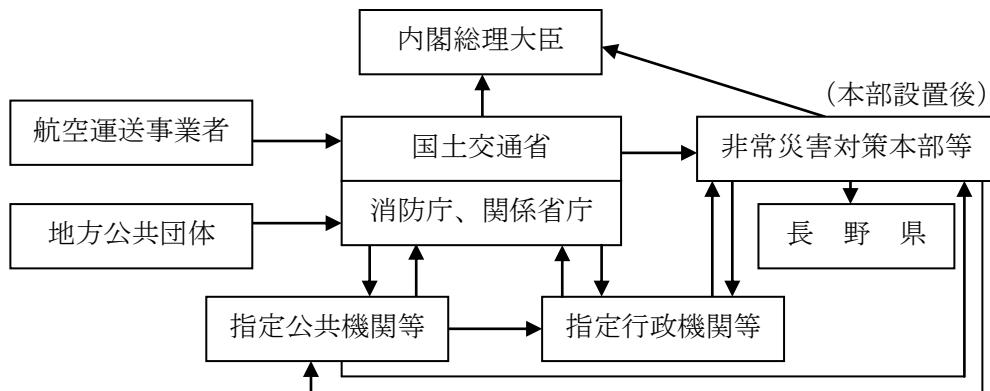


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

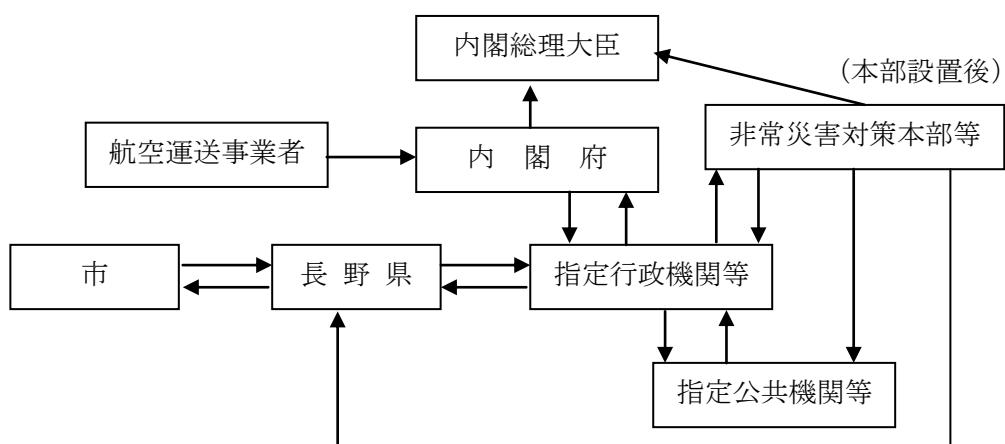


大規模な場合 (-----→は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。